

広島市産業廃棄物処理計画検討会議開催要綱

(目的)

第1条 広島市産業廃棄物処理指導計画の策定に向けた検討に当たって、学識経験者等からの意見を聴くため、広島市産業廃棄物処理計画検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(構成)

第2条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 業界代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第3条 会議に、委員の互選による座長1人を置く。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、市長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、環境局業務部産業廃棄物指導課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月16日から施行する。